

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（平成 31 年 2 月 22 日付健発 0222 第 1 号）の変更内容

○ 6 頁 ・「3 その他（新法第 27 条第 1 項関係）」中、 （前）「望まない受動喫煙が生じさせる」 （後）「望まない受動喫煙を生じさせる」
○ 8 頁 ・「(4) 喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識の除去（新法第 33 条第 6 項及び第 7 項）」中、 （前）「専ら喫煙をすることができる場所と <u>ない</u> こと」 （後）「専ら喫煙をすることができる場所と <u>しない</u> こと」
○ 10 頁 ・「第 4 既存特定飲食提供施設における受動喫煙対策」中、 （前）「既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営する <u>者</u> 」 （後）「既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営する <u>もの</u> 」 （前）「屋内の場所の <u>一部</u> の場所」 （後）「屋内の場所の <u>全部又は一部</u> の場所」
○ 12 頁 ・「(7) 喫煙可能室設置施設の届出（改正省令附則第 2 条第 6 項関係）」中、 （前）「喫煙可能室設置施設が <u>設置された</u> 施設等の類型に応じ、次のとおり届出を行う」 （後）「喫煙可能室設置施設が <u>所在する</u> 施設等の類型に応じ、次のとおり届出を行う」
○ 13 頁 ・「(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店」中、 （前）「たばこ <u>又</u> 専ら喫煙」 （後）「たばこ <u>又は</u> 専ら喫煙」
○ 14 頁 ・「第 6 特定施設等における喫煙の禁止（新法第 29 条関係）」中、 （前）「特定施設等 <u>に</u> 次に定める場所」 （後）「特定施設等 <u>の</u> 次に定める場所」
○ 15 頁 ・「2 1 に違反して喫煙をしている者がいる場合」から始まる段落中、 （前）「特定施設 <u>からの</u> 退出」 （後）「特定施設 <u>の喫煙禁止場所からの</u> 退出」

○16 頁

- ・「3 都道府県知事は、」から始まる段落及び「4 都道府県知事は、」から始まる段落中、
（前）「勧告することができること」
（後）「勧告することができること」
- ・「3 都道府県知事は、」から始まる段落及び「4 都道府県知事は、」から始まる段落中、
（前）「これに従わなかったときはその旨を公表すること」
（後）「これに従わなかったときは、その旨を公表すること」
- ・「第9 標識の使用制限（新法第37条及び改正法附則第4条関係）」中、
（前）「喫煙をすることができる場所」
（後）「喫煙をすることができる場所」

○18 頁

- ・「5 特定施設の場所に、」から始まる段落中、
（前）「特定施設の場所に一時的に」
（後）「特定施設の場所を一時的に」

○19 頁

- ・「2 次のいずれかに」から始まる段落中、
（前）「喫煙目的室設置施設等標識の除去」
（後）「喫煙目的室設置施設標識の除去」